

岩手県告示第 142 号

建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 9 条第 1 項の規定により、次のとおり建築士の免許を取り消した。

平成 20 年 3 月 4 日

岩手県知事 達 増 拓 也

免許の取消しをした 年月日	免許の取消しを受けた建築士			免許の取消しの理由
	氏 名	一級建築士、二級建築士 又は木造建築士の別	登録番号	
平成 20 年 2 月 25 日	及川 佳則	二級建築士	第 7129 号	建築士法第 9 条第 1 項第 2 号に該当するため